

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	生活排水課	整理番号	2-7
処分の種類	浄化槽保守点検業者の事業の全部若しくは一部の停止			
根拠法令条例等・条項	浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第14条第1項			
処分の概要	浄化槽保守点検業者の事業の全部若しくは一部の停止を命ずる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>浄化槽の保守点検業者の登録等に関する条例第14条に該当する場合 浄化槽の保守点検業者の登録等に関する条例第14条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。 (2) 第6条第1項第1号、第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなつたとき。 (3) 第7条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 第10条第4項の規定に違反したとき。 (5) 第11条第1項の規定に違反したとき。 (6) 法第12条第2項の規定による命令に違反したとき。</p>			
基準の制定根拠	浄化槽の保守点検業者の登録等に関する条例第14条			